

全国がん登録における個人情報保護のための 安全管理措置ガイドライン（案）

制定 平成20年〇〇月〇〇日

目次

I. 目的.....	1
II. 用語の定義.....	3
III. ガイドラインの構成と作成方針.....	6
IV. 基本的な安全管理対策.....	7
1. 組織的安全管理対策.....	7
2. 物理的安全管理対策.....	11
3. 技術的安全管理対策.....	13
4. 人的安全管理対策.....	14
V. 作業内容から見た安全管理対策.....	15
1. 入退室管理.....	15
2. 取得.....	16
3. 入力.....	17
4. 利用・加工.....	18
5. 保管・匿名化・消去・廃棄.....	18
6. バックアップ.....	19
7. システム管理.....	20
8. 都道府県がん登録室からの医療機関への問い合わせ.....	21
9. 外部からの問い合わせ.....	22
10. 移送.....	22
VI. 別紙.....	24
1. 安全管理措置チェックリスト.....	24
2. 優先対策（ミニマムベースライン）項目一覧.....	35
3. 国及び都道府県がん登録室が整備するマニュアル等の例.....	37
(1) 個人データの取扱いに関するマニュアルの例.....	37

■全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置とは

・情報が外部に漏れないように管理すること (紛失、窃視や盗難の防止)

登録室内から個人情報に漏らさないための物理的な対策

登録システムを介した情報漏えいリスクを減らすために守ること

登録室の外で部外者に個人情報を漏らさないための対策

事故や事故を誘発しかねない事象を発見した場合は速やかに報告

・情報が消失することがないように管理すること (バックアップを取得し安全な場所に保管)

登録データの復旧遅延を最小化するための対策

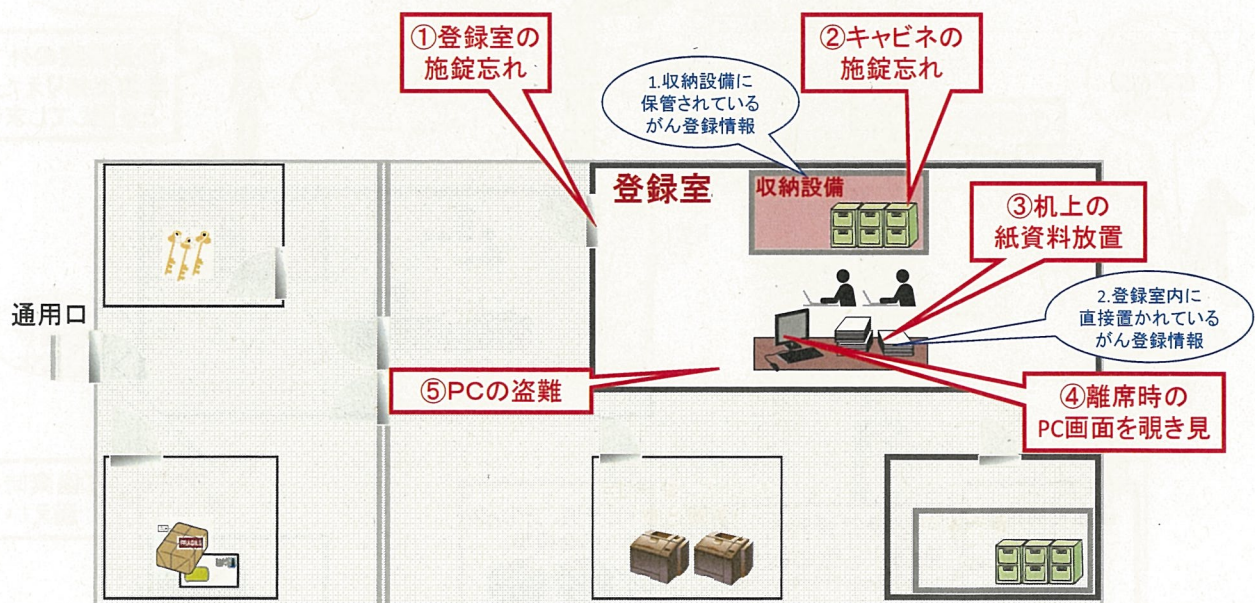
1

情報が外部に漏れないように管理する

■登録室内における個人情報の漏えいリスク

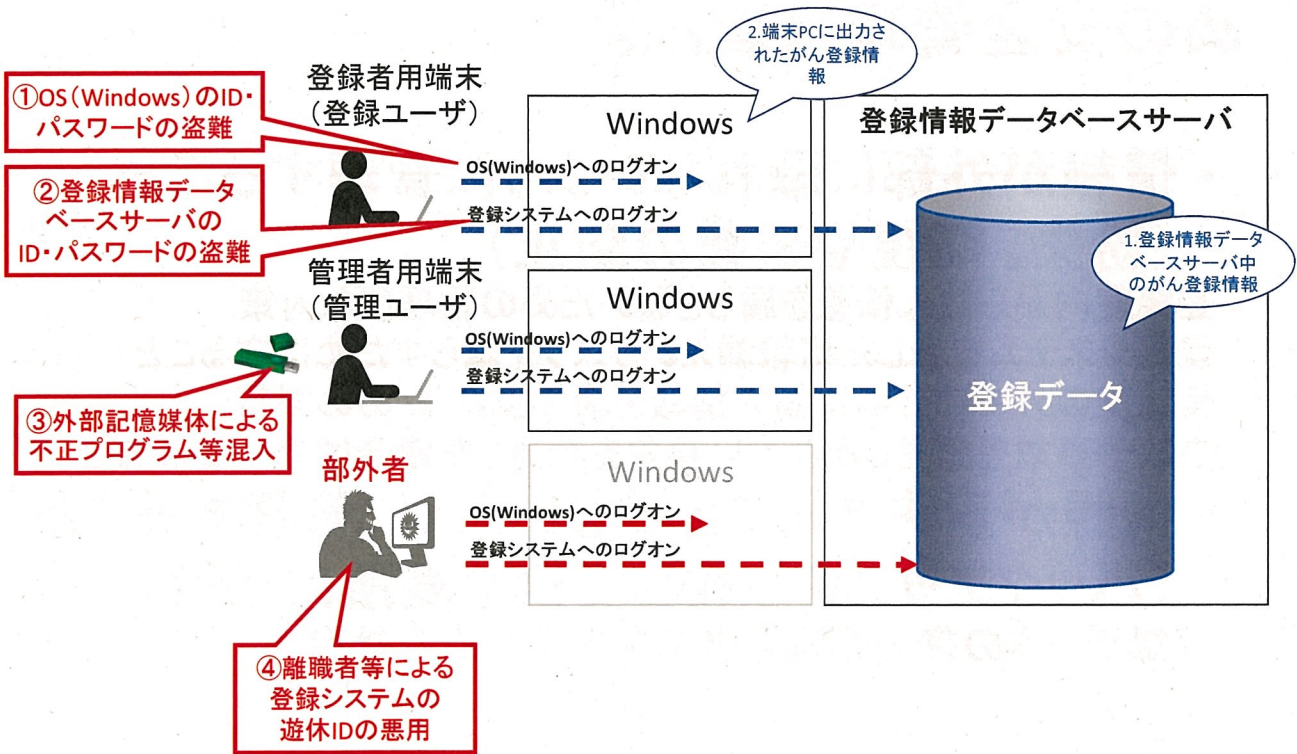
保護すべき
情報

リスク



2

■ 登録システム中のデータの漏えいにつながる可能性があるリスク



■ 登録室の外における個人情報の漏えいリスク

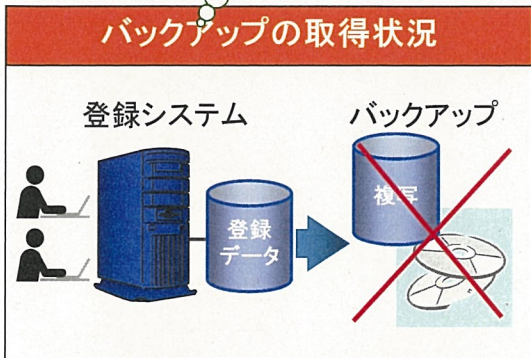


■ 登録データの消失を防ぐ上で想定すべきリスク

現場での判断ミスの例

リスク

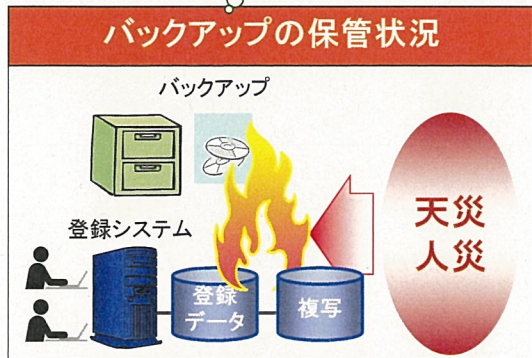
バックアップテープを置く場所はないので
バックアップは月に1回くらいしか
取得していない



登録システムデータベースが壊れた際、
1ヶ月前の状態にしか戻せなくなる

①バックアップデータが
取得されていない

登録室の中が一番安全なので、
バックアップメディア(自動バックアップディスク、バック
アップテープ等)は登録システムと
同室内に保管している



登録システムもバックアップも同時に被災し
1から登録作業をやり直さざるを得なくなる

②バックアップデータが
登録システムと別個に
管理されていない

